

令和8年4月20日

保護者等各位

県立太田西山高等学校長 湯浅 洋之

ラーケーション ～体験活動推進日～ 実施について

時下、保護者の皆様におかれましてはご清祥のことと存じます。また、日頃より本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記の件に関しまして下記の通り実施いたします。

記

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日です。

ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではありません。

2 内容

体験活動推進日は、年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定できます（連続でも個別でも取得可とします）。なお、体験活動推進日の対象となる内容は、探究活動、体験活動を伴うものとします。

3 設定できない期間

本校では以下の期間に体験活動推進日を設定することはできません。

- ・ 4月1日から5月中旬のPTA総会までの期間
- ・ 定期考査1週間前から考査期間最終日まで
- ・ 学校行事（全校集会を含む）及びその準備期間
- ・ 学年末最後の1か月間（3年生の1月と1, 2年生の3月）

（裏面に続く）

4 申請方法

保護者等が原則1週間前までに担任へ連絡し、保護者等又は生徒から学校へ「体験活動推進日カード(様式1)」を提出して下さい。「体験活動推進日カード」をもとに、担任がラーケーション実施の確認いたします。また、実施終了後1週間以内に「体験活動日振り返りシート(様式2)」を提出して実施の報告をしてください。様式1、2は、担任から受け取るか、本校ウェブサイトからダウンロードし印刷してください。

5 その他

- (1) 事業の詳細につきましては、パンフレットやリーフレットを参考にして下さい。パンフレット等は本校ウェブサイトに掲載しています。
- (2) 体験活動推進日終了後、1週間以内に振り返りシートを担任まで提出して下さい。振り返りシートの提出がない場合はラーケーションを実施したと認められず、出席扱いになりません。
- (3) 自宅での活動は、平日にやらなければならない(土日にできない)理由と自宅でなければならない理由が明確でないと、ラーケーションとして認められません。
- (4) 学校の管理下での活動ではないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象とはなりません。実施前にご家庭にて個別に保険に加入することをおすすめします。
- (5) ラーケーションの具体的な運用方法は、県立高校でも学校によって異なります。予めご了承ください。